

久慈市地域産品ブランディング業務委託仕様書

1 委託業務名

久慈市地域産品ブランディング業務

2 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

3 委託業務内容

事業者及び個人事業主（以下「事業者等」という。）が販売する商品の認知度や市場競争力の向上等を見据えた地域産品のブランディングを目的として、首都圏でのテストマーケティングの実施と、これにより得られた知見から商品改良（ブラッシュアップ）に資する取組を実施する。

(1) 対象商品

次のアまたはイに該当する商品から市と受託者との協議において選定した商品を対象とする。

ア 市内に事業所を有する事業者等が販売する商品であって、店頭販売が可能な商品

イ ア以外の事業者等が販売する市内商品であって、店頭販売が可能な商品

なお、ここでいう市内商品とは次の①から③のいずれかに該当するものを指す

①市内で採捕されたものを商品として販売しているものであること。

②市内で採捕された原材料を使用して製造された商品であること。

③市内で製造または加工を行った商品であること。

(2) 実施内容

ア テストマーケティングの実施に関すること

①実施期間は令和7年10月18日から令和7年10月20日までの3日間とすること。

②実施場所は東京シティアイパフォーマンスゾーン（東京都千代田区丸の内 2-7-2 KITTE 地下1階）で行うこと。

③専門カメラマンによる対象商品の写真撮影を行い、販促ツールを作成すること。

④イベント時に配布するための市と対象商品のPR冊子を作成すること。

⑤販売商品数は20商品以上とし、委託販売とすること。ただし、製造後の賞味期限が14日より短い商品については買取仕入とすること。

⑥販売イベントでは店頭販売員を配置し、買い物客にどのような反応があったのかなど店頭販売員の所見等を報告すること。

⑦売上金の精算、売れ残り商品の返送等は受託者が行うこと。ただし、送料は出品する事業者等の負担とする。

⑧その他実施方法は、企画提案内容を基に市との協議により決定すること。

イ 対象商品の商品改良（ブラッシュアップ）に資する取組に関すること

- ①テストマーケティング実施前に出品事業者等を集めた事前研修会を実施し、自社商品の魅力をどのように伝えるべきか、どういったターゲット層を対象に販売するかなど、テストマーケティング実施後の商品改良を見据えて事業者等が主体的に考える機会を設けること。
- ②テストマーケティング実施後、事業者等へ販売結果を報告するための事後研修会を設定すること。
- ③消費者の商品に対する反応とともに販売員の所見を踏まえた商品改良点を各事業者等へ個別にフィードバックすること。

ウ 事業実施報告書の提出に関すること

- ア及びイを踏まえ事業全体の報告書を作成して提出すること。なお、報告様式は任意とする。